

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務 施行細則の一部改正について

1 概要

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上等を図るため、令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について」の通知に基づき押印廃止及び「租税特別措置法」（昭和32年3月31日号外法律第26号）の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

2 対象の規則

- ・土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和49年千葉県規則第29号）

3 主な改正内容

- ・「押印見直し方針」対象の5様式の押印廃止
- ・租税特別措置法改正に伴う引用条項（第68条の69）を削除する。
- ・施行日前に開始した連結事業年度の経過措置に関する附則を設ける。

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。